

育児支援センター園園長

認定こども園及び保育所地域子育て支援事業実施園園長

私立幼稚園等はまっ子広場事業実施園園長

各位

こども青少年局子育て支援課長

新型コロナウイルス感染症への対応について

平素より、本市の子育て支援施策にご協力いただきありがとうございます。

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため休止しておりました、認定こども園及び保育所地域子育て支援事業、及び私立幼稚園等はまっ子広場事業について、以下のとおり、一部の取組を制限する形で、事業を再開しますので、ご対応いただけますようよろしくお願いいたします。ただし、感染拡大状況によっては、再度事業を休止する可能性もありますのでご承知おきください。

1 再開日

8月3日（月）までに、準備が整った施設から、順次再開をお願いします。

2 再開する取組

園庭・園舎の開放、及び子育て相談（在園児との交流、及び育児講座、講演会、音楽会等のイベントは、屋内外ともに規模を問わず休止の継続をお願いします）

3 新型コロナウイルス感染症拡大防止対策について

再開にあたっては、感染拡大防止のため、以下のとおり運営いただくようお願いします。なお前提として、ボランティアの方も含め、従事する方には、①出勤前に体温を計測し、発熱・咳・くしゃみ・鼻水などの呼吸器症状、体調不良が認められる場合は従事しない ②同居の家族の方が陽性となった場合は従事しない ことを徹底いただくと同時に、従事者・利用者問わず、全ての方に咳エチケットや手洗い等、基本的な対応をお願いします。

(1) 運営の方法について

ア 事業実施にあたっては、在園児と利用親子が極力接触しないような工夫をお願いします。

イ 園庭・園舎の利用時間を在園児と分けるためや、使用する部屋や玩具の消毒のために、実施時間を短くすることは差し支えないとします。

(2) 園舎開放等、屋内での対応について

裏面の「園舎開放など、屋内で実施する際の感染症拡大防止に係る取組」に添った運営をお願いします。

4 利用状況の把握

- ・施設関係者に、感染者等が確認された場合に備え、利用者に「利用時間・氏名・連絡先」の提供を依頼し、記録をお願いします。（【資料1】及び【様式1】をご活用ください）
- ・利用者からの情報提供がない場合でも、利用は可能とします。

5 補助金の考え方

- ・8月2日までは、要綱等に定める天災地変による事業休止とします。また、上記期間以降、本市の通知に基づき休止している機能（イベント等）については、引き続き天災地変による休止とします。
- ・個別の施設で感染者等が確認され事業が実施できない場合は、当該施設につき、これらを天災地変によるものとします。

6 園舎開放など、屋内で実施する際の感染症拡大防止に係る取組

| | 項目 | 対応 |
|-----|-------------------------------|--|
| 利用者 | 受入れ組数の制限 (「利用上限組数の考え方」を参照) | <input type="checkbox"/> 4㎡/1組を目途に、広さに応じた「一度に受け入れられる上限組数」を設定する |
| | 利用者への案内の徹底 | <input type="checkbox"/> 利用者及びその家族に、体調不良の者がいる場合は利用を断る <input type="checkbox"/> 別添の「利用者向け案内(案)【資料3】」を掲示するなどして来所者に周知する <input type="checkbox"/> 全ての利用者に対し、来館時に個別に声かけをし「利用者向け案内(案)」にある内容を徹底させる |
| | 施設内での飲食 | <input type="checkbox"/> 施設内では水分補給のみとし、間食・昼食はしない |
| 環境 | 換気の徹底 | <input type="checkbox"/> 常時、2か所以上の窓等を開けて換気する <input type="checkbox"/> 1時間に1回は、5～10分を目安に、全ての窓を全開にするなどの換気を行う |
| | 施設内の消毒の実施 | <input type="checkbox"/> 複数の人が触れる場所(ドアノブ・椅子・テーブル・玩具など)を、アルコールや次亜塩素酸ナトリウムを含有したもので拭き取り消毒をする <input type="checkbox"/> 使用する玩具は、容易に洗えるものや清潔を保ちやすいものに厳選する <input type="checkbox"/> 子どもの分泌物(よだれなど)がついた物は、流水で洗う、アルコール等で消毒するなどして清潔を保つ |

(1) 利用上限組数の考え方

- ア 上限組数は「一日に受け入れる延べ組数」ではなく「一度に受け入れる組数」として設定します。
- イ 以下に示す「上限組数の決定方法」とは別に、特段に個別の対応及び支援が必要な親子が来所した場合については、子育て支援の事業目的に鑑み、配慮するようお願いします。

(2) 利用上限組数の決定方法

- ア 「開放する部屋の広さ÷4㎡(2メートル四方)」で組数を計算し、それを上限に施設ごとに決めます。
- イ 全ての利用者に対し、来館時に個別に声かけをする等、利用方法に係る丁寧な案内をしていただくことを考慮し、広さに加え、対応できる職員体制等も踏まえて、施設に決定していただきます(「10組受け入れる広さはあるが、職員体制を踏まえ5組とする」等の対応も可能)。

7 再開報告書の提出について

再開日が決まりましたら、7月31日(金)までに「再開報告書」の提出をお願いします。

- (1) 保育所ひろば常設園・幼稚園はまっ子：【様式2】を局に提出
- (2) 保育所ひろば非常設園：【様式3】を区に提出

8 添付資料

- 【資料1】利用状況把握のお願い(案)(園掲示用)
- 【資料2】利用者向け案内(案)(園掲示用)
- 【様式1】利用者受付簿(案)(園が使用する参考様式)
- 【様式2・3】再開報告書(園から区局に提出)